

ID: 528

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	補償費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第12条の2第4項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】 法第12条の2の規定による。 (損失補償) 第12条の2 海岸管理者は、前条第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。 2 前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。 4 海岸管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日